

平成25年度茨城県耕作放棄地再生利用推進計画(指針)

1 本県農業の概要

本県は東京の中心から北東に40km～160kmに位置し、県土の総面積は約61万haで、このうち耕地面積は約18万ha。平成22年の農業就業人口は113千人、農家数は103千戸となっている。

平成22年の農業産出額は4,306億円で、全国の5.3%を占めており、北海道に次いで全国第2位となっている。特に園芸作物では、農業産出額が2,215億円と半分を占めている。

地域別の概要

地 域	農 業 の 現 状
県北地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の多くが中山間地であるため、農家1戸あたりの耕地面積は0.56haと小さく、農業従事者の約7割を65歳以上が占める。 ○ 人口減少や高齢化のため、担い手や後継者不足による農業従事者の減少が進んでいる。 ○ 自然環境を活かした「地域オリジナル米」や「常陸秋そば」「常陸牛」「奥久慈しゃも」などの地域特産品が生産されている。 ○ 「りんご」や「ぶどう」の観光果樹園や農産物直売所での少量多品目の野菜の販売が行われている。
県央地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農家1戸当たりの耕地面積は1.5haと県平均で、北は久慈川と南は涸沼川に囲むように広大な肥沃地で形成している。一部、中山間地域があるものの都市近郊地帯である。 ○ 河川流域では、米づくりが盛んであり、地域オリジナル米の産地づくりが進んでいる。 ○ 比較的、米、園芸作物、畜産のバランスがとれた生産が行われている。
鹿行地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農家1戸当たりの耕地面積は1.8haと大きく、農家1戸当たり生産農業所得も高く、果菜類・葉茎菜類を中心とした施設園芸が盛んである。 ○ 農業生産は、全国第一位のメロンを初め、ピーマン、トマト、いちごなどの施設園芸が主力となっている。また、かんしょ、ごぼう、れんこん等土地利用型作物のほか、みつば、せり、みず菜、エシャレット、ちんげんさい等の葉茎野菜の生産も盛んで全国有数の生産量を誇る産地となっている。
県南地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農家1戸当たりの耕地面積は1.8haと大きく、耕地面積のうち水田の占める割合が63%と高い。 ○ 霞ヶ浦湖岸では、特産品であるれんこんが生産され、全国出荷量の40%を占めている。 ○ 稲敷台地やTX沿線地域では、かぼちゃ、すいか、トマト、だいこん、葉物等の都市近郊型野菜産地が形成され、産地直売も盛んに行われている。
県西地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農家1戸当たりの耕地面積は1.7haと大きく、鬼怒川、小貝川、利根川の流域では稲作を中心とした土地利用型農業が盛んに行われている。 ○ 園芸部門では数多くの銘柄産地を有し、レタス、はくさい、ねぎが作付面積、生産量において全国一の規模を有している。 ○ こだますいかやきゅうり、トマト、メロンなどの施設園芸や梨を中心とする果樹園芸においても県下有数の産地が形成されている。

2 耕作放棄地の概要

本県における耕作放棄地面積は、農家数の減少や高齢化の進行などにより年々増加し、平成22年には21,120ha(放棄地率14.6%)となっているが、耕作放棄地の伸び率は鈍化している。

地域別で見ると中山間地域を抱える県北地域と都市化の進む県南地域で高い傾向にある。耕作放棄地の発生要因としては、高齢化や労働力不足、地域内に農地の引き受け手がいない、土地条件が悪いことなどがあげられる。

耕作放棄地面積の推移(資料:農林業センサス)

	H12年	H17年	H22年	差(H22-H12)	増減率(H22/H12)×100
茨城県	16,205ha	20,357ha	21,121ha	4,916ha	130.9%
全国	342,789ha	385,791ha	396,088ha	53,299ha	155.5%

※調査対象:農林業経営体+自給的農家+土地持ち非農家が有する耕作放棄地面積

農林業経営体:農林産物の生産を行うか又は委託を受けて、一定規模以上の「農林業生産活動を行う者」をいう。

自給的農家:経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

土地持ち非農家:農家以外で耕地及び耕作放棄地を5アール以上所有している世帯。

地域別の概要

地域	耕作放棄地の現状
県北地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耕作放棄地率は31.1%と県内地域で最も高い。 ○ 市町村別に見ると大子町(43.0%)、常陸大宮市(37.7%)など中山間地域を多く抱える市町村が高い。 ○ 中山間地域では生産性、収益性が低く、再生利用は難しい状況である。
県央地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耕作放棄地率は15.9%で、概ね県平均となっている。市町村別では、都市化が進む那珂市(22.9%)や中山間地域にあたる城里町(16.4%)と比較的高い傾向にあるほか、生産性、収益性が低いこと、65歳以上の高齢者が比率が67%と高い状況にある。
鹿行地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耕作放棄地率は14.0%で県平均14.6%をやや下回っている。 ○ 市町村別に見ると神栖市(27.3%)、鹿嶋市(24.3%)など農業以外の産業が盛んな市町村が高い傾向にある。 ○ 施設園芸が中心の地域が多く、これらの地域においては、集約的な営農類型が定着していることなどから耕作放棄地の再生利用が難しい一面がある。
県南地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耕作放棄地率は14.7%で県平均14.6%とほぼ同水準となっている。 ○ 市町村別に見ると牛久市(33.9%)、阿見町(31.2%)、など都市化が進んでいる地域が高い一方、水田地帯である河内町(0.9%)、利根町(4.3%)などは低い傾向にある。 ○ 都市化が進んでいる地域では、担い手不足が主な課題の一つとなっており、一部の市町村では、一般企業による農業参入の事例も見られる。
県西地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耕作放棄地率は8.7%で県内地域の中で最も低い。 ○ 市町村別に見ると坂東市(15.7%)や古河市(12.5%)など園芸が盛んな畑地帯がやや高い傾向にあるが、他の市町村は10%以下である。 ○ 水稻や露地野菜等の土地利用型農業が盛んであり耕作放棄地が少ない地域ではあるが、今後、長期に渡る休耕田等の耕作放棄地化などが懸念される。

※ 耕作放棄地率=耕作放棄地面積/経営耕地面積+耕作放棄地面積

3 耕作放棄地再生利用の方向性

耕作放棄地の解消を図るには、各地域における農業・農村振興策を一層推進することが有効である。しかしながら、耕作放棄地の発生要因は複合的であり、地域によっても様々であることから、その解消に向けては発生要因を十分に分析したうえで、「誰が使うか」「何をつくるか」「土地条件はどうか」に留意した地域における主体的な取り組みを促していくことが重要である。

このため、

- 1 各地域における耕作放棄地対策を含め農地の有効利用を検討するための体制整備
- 2 全体調査の結果等を踏まえ、所有者の当該農地利用に関する意向確認

3 地域内における耕作放棄地解消に向けた具体的かつ現実的な取組の促進

といった手順で、対象農地を絞り込みながら計画的に進めていく必要がある。

なお、解消する農地の検討(絞り込み)にあたっては、例えば全体調査において「緑」に分類され、即再生が可能と判断された農地などを優先的に対象としていくことなどが考えられる。

地域別の取り組みの主な方向性としては以下のような内容が考えられる。

地域別耕作放棄地利用の方向性

地 域	耕作放棄地の再生利用の方向性
県北地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域農業を支える多様な担い手の育成(認定農業者、新規就農者、定年帰農者、集落営農の組織化等) ○ 中山間地域の特色を活かしたこだわり産地の育成(園芸作物(アスパラ、ナス)常陸牛、奥久慈しゃも、常陸秋そば、常陸大黒等) ○ 高齢者や兼業農家でも栽培管理が容易な作物産地の育成(ハナモモ等の枝物) ○ 地域資源の活用(グリーン・ツーリズム等による都市農村交流、繁殖牛の放牧等) ○ 農林環境の保全(中山間地域等直接支払制度、農地・水・環境保全向上対策の活用)
県央地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域農業を支える多様な担い手の育成(認定農業者、新規就農者、定年帰農者等) ○ 収益性の高い園芸作物の導入 ○ 生産基盤の整備と農村環境の保全
鹿行地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域農業を支える多様な担い手の育成(認定農業者、新規就農者、定年帰農者、新規参入者等) ○ 収益性の高い園芸作物の導入 ○ 生産基盤の整備と農村環境の保全
県南地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域農業を支える多様な担い手の育成(認定農業者、新規就農者、企業、NPO、定年帰農者等) ○ 収益性の高い土地利用型作物の導入 ○ 生産基盤の整備と農村資源の活用 ○ 都市住民等と一体となった都市近郊型農業の展開
県西地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域農業を支える多様な担い手の育成(認定農業者、新規就農者、定年帰農者、集落営農組織等) ○ 収益性の高い園芸作物の導入 ○ 生産基盤の整備と農村資源の活用

4 協議会構成機関団体の取組内容

地域において効果的な耕作放棄地対策の取組がなされるよう、協議会の構成機関・団体は連携・協力して推進を図る。

組織名	主な役割
茨城県農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地の有効利用を図る観点から、地域の実情に即した対策を講じるため <ul style="list-style-type: none"> ・農地利用集積施策との一体的な推進など効果的な推進手法の実践 ・県の部内横断的な推進体制の強化 ・県農林事務所の推進体制の強化 ○ 耕作放棄地の未然防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・今後も農地として活用を図っていくべき農地については、積極的に農用地区域への編入を促進 ・今後改正・施行される農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地区域の変更(農振除外)に対しては適正かつ厳格に対応 ・農地転用の許可審査にあたっては、優良農地を確保する観点から公平かつ的確に対応 ・仮登記された農地の情報が的確かつ迅速に農業委員会に伝達されるよう配慮 ○ 耕作放棄地の解消・発生防止に資する農業生産基盤整備の調査 <ul style="list-style-type: none"> ・計画及び関連事業の啓発 ・土地改良区に対する指導・助言 ○ 農地の有効な土地利用を進展し、耕作放棄地の解消や未然防止を図るため、経営体育成基盤整備事業及び畑地帯総合整備事業を実施し、生産基盤の整備と併せて担い手の育成を一体的推進
茨城県農業会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県耕作放棄地対策協議会の機能充実と的確な運営(事務局業務) ○ 系統組織運動である「地域の農地と担い手を守り活かす運動」を推進し、農業委員 会が行う耕作放棄地対策の取組を支援する。 ○ 農業委員会による毎年1回の農地利用状況調査・所有者に対する利用に向けた指導(農地法30条～31条)に対する支援を行う。 ○ 農業経営体の規模拡大を支援することによる耕作放棄地の発生防止 <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営の法人化の推進 ・新規就農者の斡旋により農業法人の雇用の拡大を支援 ・認定農業者に対する農地関連情報の提供 ○ いばらきの畑地再生事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・規模拡大を図る農業生産法人や農業参入企業等に対して耕作放棄地の提供
茨城県農林振興公社	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地保有合理化事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・模縮小農家から農地を買入れ(借り入れ)、規模拡大農家へ集積することにより農地の耕作放棄地化を未然に防止する。 ○ 遊休農地整備継承事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・公社が農地保有合理化事業を活用し、耕作放棄地化した農地を作付可能な状態に土地基盤整備し、担い手に集積する。
茨城県土地改良事業団体連合会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地改良区に対する指導・助言及び支援 <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地調査等に対する指導・助言及び支援 ・農業生産基盤整備に対する指導・助言及び支援 ・耕作放棄地再生利用計画策定等に対する指導・助言及び支援 ○ 耕作放棄地再生利用緊急対策事業に関する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・水土里情報で整備した農地地図(農地筆・耕区図・土壌図)等を活用して耕作放棄地の現況図及び解消計画分類表の作成を行い地域における遊休農地解消に向けた取り組みを支援する。
茨城県農業協同組合中央会 県営農業支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各JAに会議等を通じて耕作放棄地対策の情報の提供 ○ 耕作放棄地の発生を防ぎ優良農地を守る観点から、集落営農組織を設立しようとする地域や、JAによる農業経営事業の実施、JA出資型農業生産法人を設立しようとする取組みについて支援を行う。 ○ 農地利用集積円滑化事業の推進
全国農業協同組合連合会茨城県本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中央会と連携した活動 ○ JAと連携した生産品目の提案とその実現に向けた支援 ○ 本会と出資関係にある農業生産法人へ情報の提供

5 再生利用推進計画

地域において国・県の事業等を活用した効果的な耕作放棄地対策の取組がなされるよう、県協議会の構成機関・団体は連携・協力して下表のとおり推進する。

平成25年度においては、事業最終年度ということで「耕作放棄地再生利用交付金」並びに県が当該交付金に上乗せ助成する「耕作放棄地緊急総合対策事業費補助金」の実施を加速させるため、昨年同様地域協議会等に対し事業実施の推進を行う中で

- ・農地利用集積対策との一体的な取組み
 - ・生産団体等関係団体への事業内容の周知徹底
- 等の推進を強化していく

活動区分	主な活動内容
地域協議会に対する指導・助言	<ul style="list-style-type: none"> ○ 見直しされた耕作放棄地再生利用対策の概要の浸透を、地域耕作放棄地対策協議会を通して図る。 ○ 国・県の事業を活用して効果的な耕作放棄地再生活動が実施されるよう、事業計画作成等を含めた、直接の指導・助言を巡回等により実施 ○ 各市町村において事業取組みモデルとなりうる実証ほ場の設置の積極的な働きかけ
検討会及び制度・施策の啓発・普及	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耕作放棄地再生利用緊急交付金等が地域協議会において円滑に実施されるよう、全市町村(全地域協議会)を対象に事業説明会等を適宜開催 ○ 生産者組織を含む関係団体等への事業内容の更なる周知 <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会に対しては、引き続き説明会の開催や巡回による周知 ・生産者や生産者組織等に対しては市町村広報誌への掲載等あらゆる機会を捉えた周知
その他必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林事務所単位における課題の整理と耕作放棄地解消に向けた方策の分析 ○ 耕作放棄地全体調査のフォローアップ(見直し)結果の取りまとめ